

令和5年4月26日

# 一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム の開催について

## 1. 趣旨

令和4年6月8日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、児童相談所長等が一時保護を行うに当たっては、親権者等の同意がある場合等を除き、その開始から7日以内又は事前に裁判官に対して一時保護状を請求しなければならないこととする等の仕組み（以下「一時保護時の司法審査」という。）を創設することとされた。

また、この一時保護時の司法審査については、令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月10日公表）において、その施行までに、その運用や実務の詳細について、実務者を構成員に含む作業チームを立ち上げて厚生労働省が検討すべきとされている。

これらを踏まえ、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等（以下「一時保護時の司法審査等」という。）について、厚生労働省子ども家庭局長の下で「一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム」が開催され、検討されてきたところであるが、令和5年4月1日にこども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）等が施行され、厚生労働省が所掌する事務の一部がこども家庭庁に移管されたことから、一時保護時の司法審査等について引き続きこども家庭庁において検討を行うため、本作業チームを開催する。

## 2. 構成等

- (1) 作業チームの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 作業チームには、構成員の互選により座長を置く。
- (3) 作業チームは、座長が必要があると認めるときは、法務省、最高裁判所その他の関係者等の参加を求めることができる。
- (4) 作業チームは、こども家庭庁支援局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (5) 作業チームの庶務は、支援局虐待防止対策課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本作業チームの開催に必要な事項は、座長が支援局長と協議の上、定める。

### 3. 主な検討事項

一時保護時の司法審査に係る下記の事項

- (1) 一時保護の要件
- (2) 一時保護状の請求手続とその運用方法
- (3) 一時保護状の発付・不服申立等の手続

### 4. その他

作業チームは、個別事案に関する議論が行われることが想定され、率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とし、会議資料及び議事概要を会議後速やかに公表する。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合等、座長が特に必要と認めるときは、会議資料及び議事概要の一部を公表しないものとするができる。

一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

構成員名簿

(五十音順、敬称略)

石綿 はる美	一橋大学大学院法学研究科 准教授
大浦 俊哉	東京都福祉保健局 担当部長 (児童相談センター人材企画 担当課長事務取扱)
大久保 法彦	滋賀県中央子ども家庭相談センター 所長 兼 健康医療福 祉部 管理監
河島 貴子	世田谷区児童相談所 所長
佐藤 康憲	東京家庭裁判所 判事
中村 みどり	Children's View & Voices 副代表
橋本 和明	国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻 教授
橋本 佳子	名古屋市中央児童相談所 主幹、弁護士
浜田 真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士
薬師寺 順子	大阪府中央子ども家庭センター 所長
吉田 恒雄	認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長